

「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売を推進～

- 消費者庁が実施した平成26年の風評被害に関する消費者の実態調査によれば、一部の消費者は福島県をはじめとする被災地産食品の購入に依然としてためらいがある状況。
- 「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、生産者、消費者等の団体や食品産業事業者等、多様な関係者の協力を得て、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組を推進。(23年4月～)
- 農林水産省・経済産業省の連名で経済団体に対し、被災地産食品の販売促進を依頼する文書を発出。(24年8月、25年6月)
- また、食品産業団体、都道府県、大学等に対しても、依頼文書を発出。(24年8月、25年6月、26年8月)
- 全府省庁の食堂・売店において、積極的に被災地産食品を利用・販売。
- 福島県産農産物等については、産地と連携しつつ出荷時期に合わせて効果的にPRを行う取組を支援。

【残された課題】 今後とも、消費者庁等との連携を強化しつつ、被災地産食品の利用・販売を一層推進。



「食べて応援しよう！」とは、被災地やその周辺地域で生産・製造されている農林水産物・食品（**被災地産食品**）を**積極的に消費**することで被災地の復興を応援する運動

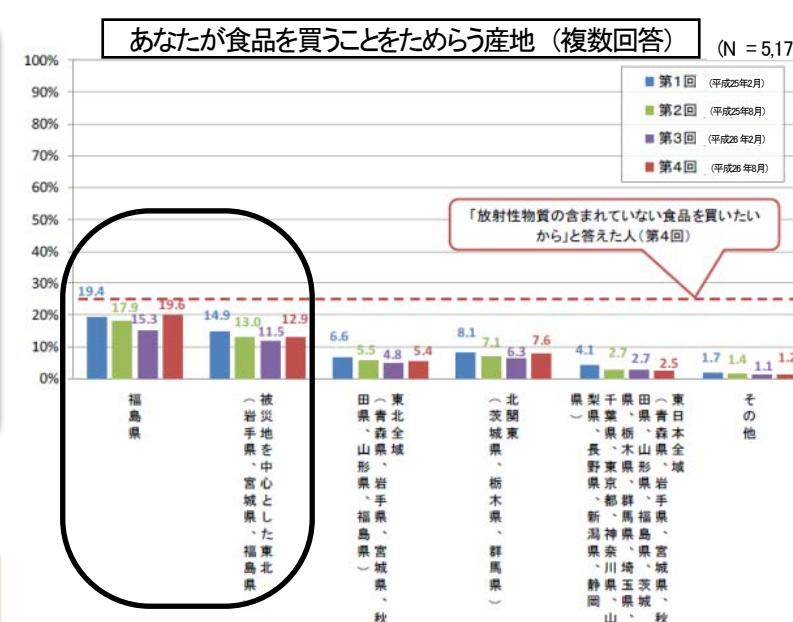


これまでの取組:
うち被災地産食品販売フェア等: 1076件
社内食堂等での食材利用: 785件
(23年4月～26年12月までの間)
(23年4月～26年12月までの間)
これまでの取組:
うち被災地産食品販売フェア等: 1076件
社内食堂等での食材利用: 785件
(23年4月～26年12月までの間)

1076件

785件

194件



風評被害に関する消費者意識の実態調査
(第4回)(26年10月 消費者庁公表)



セブン&アイ・ホールディングスによる
「東北かけはしプロジェクト」(26年10月)



県庁食堂にて東北応援メニューを
提供(26年11月 三重県)

円滑に賠償金が支払われるよう、東京電力に対する働きかけ

MAFF

- 農林水産省では、農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、原発事故連絡会議をこれまでに12回開催するなど、東京電力に対し、中間指針等に基づく賠償金の早期支払いを求めているところ。
- 農林水産関係では26年12月31日までに、合計 約6,832億円の請求に対し、約6,286億円を支払い(約92%)※。

※ 26年12月31日現在、農林漁業者等の請求・支払い状況について、関係団体等からの聞き取りにより把握できたもの。

【残された課題】被害者等と東京電力が協議中の事項について、東京電力に適切に対応するよう働きかけ。

中間指針の概要(農林漁業等に関する主な内容)

政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

○ 農林水産物・食品の出荷・作付・その他の生産・製造・流通に関する制限及び検査について、①政府による指示等、②地方公共団体が合理的な理由に基づき行うもの、③地方公共団体が関与し、生産者団体が合理的な理由に基づき行うもの、に伴う農林漁業者その他の指示等対象者の損害(減収・追加的費用等)は対象

いわゆる風評被害

原則として事故と相当因果関係がある損害として、以下の類型を記載。

○ 農林漁業

【農産物(茶・畜産物を除き、食用に限る)】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、岩手、宮城

【茶】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡、宮城、東京

【林産物(食用に限る)】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島(広島はしいたけのみ)

【畜産物(食用に限る)】福島、茨城、栃木、岩手、宮城、群馬(岩手、宮城、群馬は牛乳・乳製品のみ)

【牛肉(セシウム汚染牛肉関係)】北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根

(他の都道府県で同様の状況が確認された場合は同様に扱われる)

【水産物(食用・餌料用に限る)】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、北海道、青森、岩手、宮城

【花】福島、茨城、栃木 【家畜の飼料及び薪・木炭】福島、岩手、宮城、栃木

【家畜排せつ物を原料とする堆肥】福島、岩手、宮城、茨城、栃木、千葉

【その他の農林水産物】福島

○ 農産物加工・食品製造業

○ 農林水産物・食品の流通業

○ 輸出

原発事故連絡会議の開催

農林水産業及び食品産業等に係る原子力損害賠償請求を円滑に進めるために、関係都道府県、関係団体等からなる「東京電力福島原子力発電所事故に係る連絡会議」を設置(H23.4.13)。これまでに、計12回開催し、原子力損害賠償に関する最新の関連情報を農林漁業者及び食品産業等の方々に提供。

原発事故による諸外国の食品等の輸入規制の緩和・撤廃の動き

MAFF

- 原発事故に伴い諸外国・地域において強化された輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、マレーシア、ベトナムの輸入規制の完全撤廃等、徐々にではあるが、規制緩和・撤廃される動き。

【残された課題】 輸入規制を維持している諸外国等に対して、関係省庁等と連携して、我が国がとっている措置や検査結果のデータの正確な情報提供等をもとに、引き続き規制緩和・撤廃に向けて働きかけを実施。

規制措置が完全撤廃された例

解除された年月	国名
平成23年6月	カナダ
"	ミャンマー
平成23年7月	セルビア
平成23年9月	チリ
平成24年1月	メキシコ
平成24年4月	ペルー
平成24年6月	ギニア
平成24年7月	ニュージーランド
平成24年8月	コロンビア
平成25年3月	マレーシア
平成25年4月	エクアドル
平成25年9月	ベトナム
平成26年1月	オーストラリア

最近の輸入規制緩和の例

緩和された年月	国名	緩和の主な内容
平成25年 4月	シンガポール	輸入停止(8都県)→検査証明書添付で輸入可能(7都県)
"	ロシア	輸入停止(6都県)→検査証明書添付で輸入可能(6都県)
平成25年 6月	EU	検査証明書の対象品目が縮小
平成25年10月	ブルネイ	輸入停止(8都県)→検査証明書添付で輸入可能(7都県)
平成26年 4月	EU	検査証明書の対象地域及び対象品目が縮小
平成26年 5月	イスラエル	輸入時モニタリング検査の対象県が縮小 (47都道府県→8県)
平成26年 7月	シンガポール	輸入停止(福島県)→産地証明書添付で輸入可能(一部品目)(福島県の一部除く) 検査証明書の対象地域及び対象品目が縮小(8都県→3県)
平成26年11月	タイ	検査報告書の対象県が縮小(8県→3県)
"	サウジアラビア	検査証明書等添付で輸入可能(47都道府県)
平成26年12月	バーレーン	検査報告書(47都道府県)→輸出実績証明書で輸入可能
"	米国	検査報告書(3県)の対象品目が縮小
"	オマーン	検査報告書(47都道府県)→輸出実績証明書で輸入可能

諸外国の食品等の輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ

MAFF

- 現在、主な輸出先である香港、台湾、中国及び韓国を重点として、規制の緩和・撤廃を申し入れ中。

【残された課題】引き続き香港、台湾、中国及び韓国を重点として規制緩和・撤廃に向けて働きかけを実施。

○主な輸出先国の輸入停止措置の例（平成26年11月27日現在）

輸出先国・地域	輸出額 (平成25年) ※括弧内は 輸出額に占 める割合	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
香港	1,250億円 (23%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク
米国	819億円 (16%)	日本国内で出荷制限措置がとられた都県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
台湾	735億円 (13%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品
中国	508億円 (9%)	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、 東京、新潟、長野	全ての食品、飼料
韓国	373億円 (7%)	日本国内で出荷制限措置がとられた都県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
		青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、 千葉	水産物

(*) 中国については、「10都県以外」の「野菜、果実、乳、茶葉等」については、放射性物質検査証明書の添付による輸入が認められているが、証明書の様式が合意されていないため実質上輸入停止。